

削減義務実施に向けた専門的事項等検討会について

○ 設置目的

- ・ 本検討会では、東京都キャップ&トレード制度の削減義務率の決定又は変更など、事業所の温室効果ガスの削減に当たり、専門・技術的な検討が必要な事項について、専門的見地から検討、議論する。

〔環境確保条例 第 5 条の 12〕

削減義務率は、削減計画期間ごとに、専門的知識を有する者の意見を聴いて、事業所の特性を勘案して規則で定める区分ごとに規則で定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

○ 今回の主な検討事項

- ・ 令和 8 年度から本格実施される国による全国規模の排出量取引制度と東京都キャップ&トレード制度の規制対象の重複を避けるための調整方法について

○ 検討会の形式

- ・ 検討会は公開で実施し、資料及び議事録を環境局ホームページへ掲載
※東京都情報公開条例第 7 条各号に掲げる非公開情報に該当する部分については、非公開とする。